

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格
を持たない者の行った入札、及び入札に関す
る条件に違反した入札は無効とする。また、
落札者が落札決定から契約締結までの期間に
競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入
札に関する一切を無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 入札説明書による。
- (6) 本入札に参加する者は予め「日本中央競馬
会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえ
で入札しなければならない。

5 Summary

- (1) Official in charge of contract: Tahara
Katsuhiko, General Manager, Contract and
Procurement Division, Legal Affairs De-
partment of Japan Racing Association.
- (2) Classification of the services to be pro-
cured: 67, 71
- (3) Nature and Quantity of the services to be
required: the system introduction and op-
eration
- (4) Qualifications for the participating in the
tendering procedures: A
- (5) Time limit of tender: By 13:15 17th
December 2020
- (6) Contact point for the notice: Contract
and Procurement Division, Legal Affairs
Department of Japan Racing Association,
6-11-1 Roppongi Minato-ku, Tokyo
106-8401 Japan Tel 03-3591-5251

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。
令和2年10月28日
支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長
下野 浩史

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 特許庁総合庁舎改修(20)電気設備工
事(電子入札対象案件)(電子契約対象案件)

(3) 工事場所 東京都千代田区霞が関3-4-
3

(4) 工事内容 本工事は次に掲げる電気設備工
事を施工する。
敷地面積 11,403㎡

建物用途 庁舎
構造・階数・建物規模
庁舎 S造 一部SRC造・RC造
地上16階 地下3階 塔屋2階
延べ面積 86,819㎡

工事種目 電灯設備、動力設備、電力貯蔵
設備、構内情報通信網設備、構
内交換設備、情報表示設備、映
像・音響設備、拡声設備、誘導
支援設備、テレビ共同受信設備、
監視カメラ設備、防犯・入退室
管理設備、火災報知設備、中央
監視制御設備、構内通信線路
主要内容 地下2階から7階における内装
改修及びアスベスト改修に伴う
電気設備改修工事

(5) 工期 令和5年2月28日まで。
(6) 使用する主要な資機材 別途設計図書等による。

(7) 本工事は、申請時に技術提案を受け付け、
価格以外の要素と価格を総合的に評価して落
札者を決定する総合評価落札方式(技術提案
評価型S型)の工事である。また、品質確保
のための体制その他の施工体制の確保状況を
確認し、施工内容を確実に実現できるかどう
かについて審査し、評価を行う施工体制確認
型総合評価落札方式の試行工事である。

(8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案
を受け付ける契約後VE方式の試行工事であ
る。

(9) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化
等に関する法律」(平成12年法律第104号)に
基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物
の再資源化等の実施が義務付けられた工事であ
る。

(10) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入
札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難しいものは、
4(1)担当部局へ理由を付して願い出て承諾を
得た場合に持参による資料の提出及び紙入札
方式に代えることができる。

(1) 本工事においては、契約手続きにかかる書
類の授受を電子契約システムにより行う。

なお、電子契約システムにより難しいものは、
4(1)担当部局へ理由を付けて願い出て、承諾
を得た場合には持参又は郵送等に代えること
ができる。

(2) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した
監督業務等の取扱いの対象工事である。ただ
し、低入札価格調査の対象となった場合を除
く。

(3) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対
象工事である。詳細は入札説明書による。

(4) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者
に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で
工事を実施する週休2日促進工事(受注者希
望方式)である。

(5) 本工事は、「デジタル工事写真の小黑板情報
電子化」の対象工事である。詳細は入札説明
書による。

(6) 本工事は、「情報共有システムを活用した工
事関係図書等の効率化、電子納品等」の適用
を行う対象工事である。詳細は入札説明書に
よる。

(7) 本工事は、受注者が入札時又は工事中に施
工合理化技術(ただし、発注者指定の技術を
除く。)に関する技術提案を行い、履行による
効果が確認された場合、請負工事成績評定要
領に基づき評価する対象工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成
される特定建設工事共同企業体であって「競争
参加者の資格に関する公示」(令和2年10月28日
付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長)により
国土交通省大臣官房官庁営繕部長から「特許庁
総合庁舎改修(20)電気設備工事」に係る特定建設
共同企業体としての競争参加資格(以下「特定
建設工事共同企業体としての資格」という。)の
認定を受けている者、又は次に掲げる条件を満
たしている単体有資格者もしくは経常建設共同
企業体であること。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165
号)第70条及び第71条の規定に該当しない者
であること。

(2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部の平成31・
32年度における電気設備工事に係る一般競争
参加資格の認定を受けていること(会社更生
法(平成14年法律第154号)に基づき更生手
続開始の申立てがなされている者又は民事再
生法(平成11年法律第225号)に基づき再生
手続開始の申立てがなされている者について
は、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房
官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般
競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部の平成31・
32年度における電気設備工事に係る一般競争
参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)
について算定した点数(経営事項評価点数)
が、1,100点以上であること(2(2)の再認定
を受けた者にあつては、当該再認定の際に、
経営事項評価点数が1,100点以上であるこ
と。)

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立て
がなされている者又は民事再生法に基づき再
生手続開始の申立てがなされている者(2(2)
の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 平成17年4月1日から、競争参加資格申請
書(以下「申請書」という。)及び競争参加資
格確認資料(以下「資料」という。)の提出期
限の日までに完成し、引渡し済んでいる次の
①の基準を満たす電気設備工事を元請とし
て施工した実績を有すること(当該実績が平
成17年4月1日以降に完成した大臣官房官
庁営繕部長、地方整備局(旧地方建設局を含む。)
長、営繕事務所(旧営繕工事事務所を含む。)
長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開
発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建
設部長が発注した工事(港湾空港関係を除
く。))又は工事成績を相互利用している各省
庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象
工事」に該当するものである場合には、工事成
績の評定点が65点未満の工事は実績として認
めない。また、共同企業体の構成員としての
実績は、出資比率が20%以上の場合のものに
限る。乙型共同企業体の構成員としての実績
は、分担工事額の比率にかかわらずないものと